



住宅用火災警報器を設置しましょう！



＊住宅用火災警報器を既に設置済みの方は、10年を目安に交換をおすすめします。

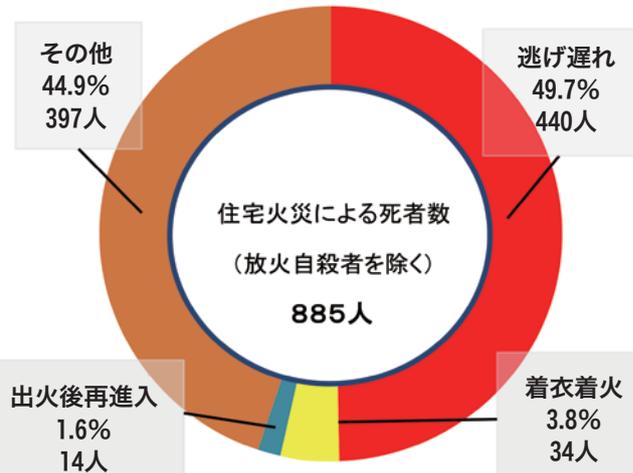
平成29年6月1日時点、住宅用火災警報器の設置率は全国で82%、青森県では77%となっていますが、五所川原地区消防事務組合管内では58%であり、全国の設置率を大きく下回っており、都道府県別では37番目という低い水準になっています。

	設置率
全国	82%
青森県	77%
五所川原地区消防事務組合	58%

(設置率の調査は無作為に世帯を抽出したもの)

「逃げ遅れ」により多くの方が亡くなっています！

住宅火災で死に至った原因 (平成29年版消防白書より)



住宅用火災警報器は、**10年を目安に、とりカエル！**
わが家と家族を守る基本です。



Q: 交換時期は決まっていますか？

A: 機器本体に交換しなければならない期限(設置後10年を超えない期間)を表示しています。(自動的に警報が出る物は表示しなくてもよい。)

＊電池寿命が10年の住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れ等で火災を感じしなくなることがあります。

Q: 作動試験の方法は？

A: 「ボタンを押す」または「ひもを引いて」作動確認をしましょう。

⇒正常な場合は…機種によって異なりますが「ピーピーピー」や「ピー ピーピー火事です」等の正常をお知らせするメッセージまたは警報音が鳴ります。

⇒音が鳴らない場合は…電池がきちんとセットされているか確認してください。それでも鳴らない場合は、電池切れか機器本体の故障が考えられます。

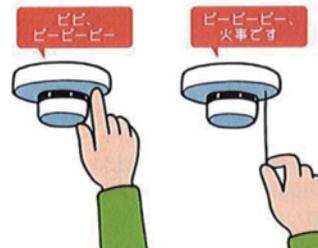
＊取扱説明書をご覧ください。

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

定期的には火災時の警報音を確認しましょう。

正常な場合は？

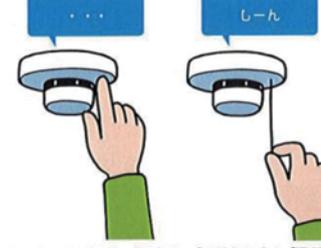
正常を知らせるメッセージまたは火災警報音が鳴ります。



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、確認してください。



⇒それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

住宅用火災警報器を設置することで、万が一、火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。あなたや家族の命を守る住宅用火災警報器を設置しましょう。

なお、設置場所・位置について、詳しくは五所川原地区消防本部予防課(35-2020)にお問い合わせください。